

I 認定申請手数料 (法第53～54条)

1. 認定申請 (法第54条第2項の規定による申出がない場合)

(1) 非住宅建築物 (住宅以外の用途のみに供する建築物)

【標準入力法・主要室入力法によるもの】

床面積の合計	金額 (円)	
	評価書面なし	評価書面あり
300㎡未満	231,000	14,000
300～1,000㎡未満	292,000	20,000
1,000～2,000㎡未満	364,000	30,000
2,000～5,000㎡未満	512,000	81,000
5,000～10,000㎡未満	627,000	125,000
10,000～25,000㎡未満	738,000	156,000
25,000～50,000㎡未満	840,000	194,000
50,000㎡以上	1,043,000	270,000

【モデル建物法等によるもの】

床面積の合計	金額 (円)	
	評価書面なし	評価書面あり
300㎡未満	91,000	14,000
300～1,000㎡未満	116,000	20,000
1,000～2,000㎡未満	147,000	30,000
2,000～5,000㎡未満	232,000	81,000
5,000～10,000㎡未満	300,000	125,000
10,000～25,000㎡未満	359,000	156,000
25,000～50,000㎡未満	419,000	194,000
50,000㎡以上	540,000	270,000

(2) 一戸建ての専用住宅の申請

床面積200㎡未満のもの 45,000円 (評価書面がある場合は、8,000円)

床面積200㎡以上のもの 48,000円 (評価書面がある場合は、8,000円)

(3) 共同住宅または長屋 (すべてが住宅の用途のもの)

床面積の合計	金額 (円)	
	評価書面なし	評価書面あり
300㎡未満	77,000	13,000
300～2,000㎡未満	121,000	23,000
2,000～5,000㎡未満	197,000	46,000
5,000～10,000㎡未満	278,000	80,000
10,000～25,000㎡未満	534,000	126,000
25,000～50,000㎡未満	936,000	188,000
50,000㎡以上	1,709,000	283,000

(4) 複合建築物 (住宅および住宅以外の両方の用途に供する建築物)

(ア) 複合建築物 (一戸建ての住宅型)

『非住宅部分 (1) の金額』 + 『住宅部分 (2) の金額』 の合計金額

(イ) 複合建築物 (共同住宅又は長屋住宅型)

『非住宅部分 (1) の金額』 + 『住宅部分 (3) の金額』 の合計金額

○評価書面

次の機関が適正と評価した書面

- ・登録住宅性能評価機関 (住宅に限る)
- ・登録建築物調査機関
- ・指定確認検査機関であって、

2. 認定申請と併せて建築確認を申請 (法第54条第2項の規定による申出がある場合)

1. の金額に、建築基準法に基づく確認申請手数料を合算した金額

II 計画変更の認定申請手数料 (法第55条)

I に掲げる金額

- ※ 認定を受けた計画の変更をする場合の床面積は、当該計画変更に係る部分の1/2で算定
- ※ 法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合は、5,000円